

令和元年 5 月 17 日
北海道管区行政評価局

「外国人観光旅客に対する運行情報の提供に関する調査 —都市間バス等を中心として—」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域における行政上の問題について、その改善を図るための調査（地域計画調査）を企画、実施しています。

今回、都市間バス等を利用する外国人観光旅客における利便性の向上を図る観点から、バス事業者における外国人観光旅客に対する運行情報の提供に関する取組状況等について、別紙のとおり調査を実施しますので、お知らせします。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

評価監視部第二評価監視官 堀（ほり）

電 話：011-709-2311（内線 3146）

F A X：011-709-1843

メー ル：hkd21@soumu. go. jp

※ 本資料は、総務省北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

外国人観光旅客に対する運行情報の提供に関する調査 —都市間バス等を中心として—

調査の背景

- 訪日外国人来道者数は、平成24年度の79万人から、29年度には279万人に急増
(北海道が実施した「北海道観光入込客数調査」による)
- 本道を訪れた外国人観光客の51.5%が観光バスを、22.0%が都市間バス等の路線バスを利用
(北海道が実施した「平成28年度観光客動態・満足度調査」による)
- 本道は、冬期間の積雪等の影響に加え、近年では台風等の自然災害の影響により、バスの運休・遅延等が発生しやすい状況
- 添乗員等が同乗しない都市間バス等において、外国人観光旅客に対し運休・遅延等の情報を迅速かつ的確に提供することが一層重要

■ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づき、

- ① バス事業者は、外国語による情報の提供等の利便増進措置を講ずる努力義務
- ② 観光庁長官が指定した区間において事業を営営するバス事業者は、利便増進実施計画を作成して計画的に利便増進措置を実施

■ 都市間バス等を利用する外国人観光旅客における利便性の向上を図る観点から、バス事業者における外国人観光旅客に対する運行情報の提供に関する取組状況等を調査

調査項目

- 1 外国人観光旅客の利便増進措置を講ずべき区間の指定状況等
- 2 バス事業者における外国人観光旅客に対する運行情報の提供に関する取組状況
- 3 行政機関・関係団体におけるバス事業者に対する支援等の実施状況

調査対象機関等

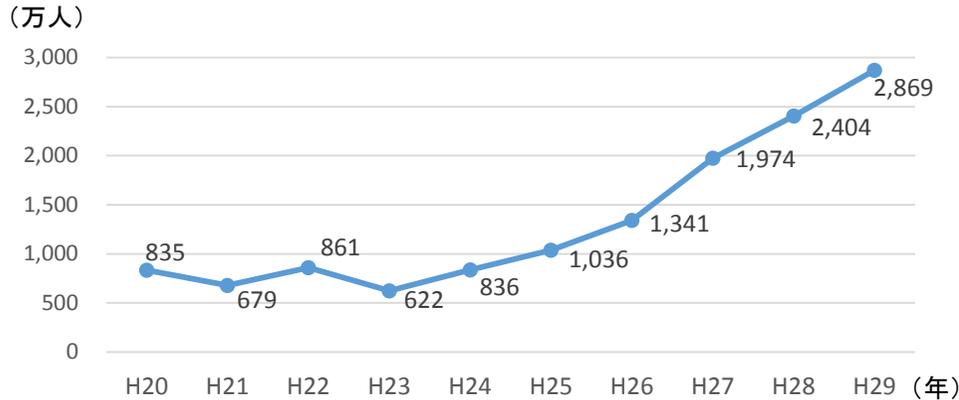
北海道運輸局
バス事業者、関係団体 等

調査実施期間

令和元年5月～7月（予定）

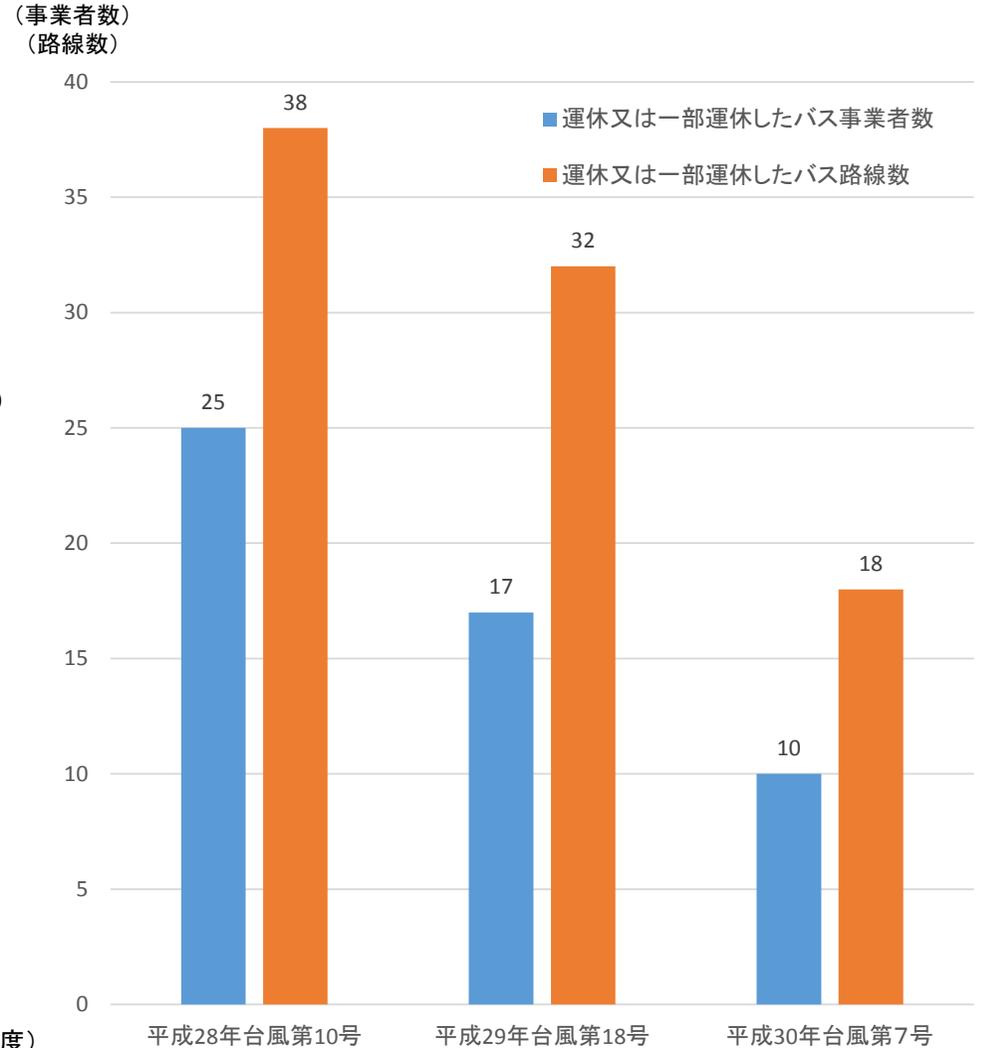
訪日外国人数の推移（全国・北海道）と主な自然災害によるバス運休等の状況（北海道）

【全国】訪日外国人旅行者数の推移（平成20年～29年）



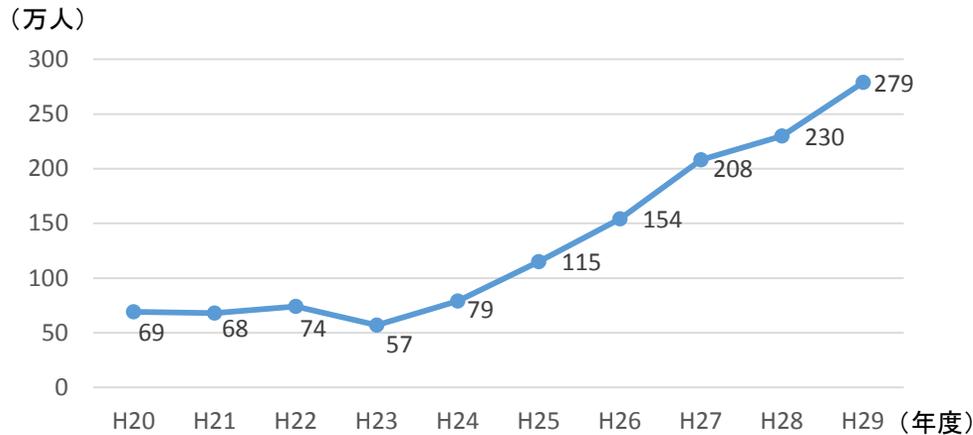
(注) 「月別・年別統計データ」(日本政府観光局(JNTO))に基づき当局が作成。

【北海道】主な自然災害によるバスの運休等の状況



(注) 「災害・防災情報」(国土交通省)に基づき当局が作成。

【北海道】訪日外国人来道者数の推移（平成20年度～29年度）



(注) 「北海道観光入込客数調査」(北海道)に基づき当局が作成。